

写

富士見市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき令和7年度定例監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月25日

富士見市監査委員 鈴木弘基 印

富士見市監査委員 篠田剛 印

令和 7 年 度

定例監査結果報告書

富士見市監査委員

## 令和 7 年度 定例 監査 結果 報告 書

本定例監査（以下「監査」という。）は、富士見市監査委員監査基準（令和 2 年監査告示第 3 号）に準拠し実施した。

### 1 監査の実施場所及び日程・対象課所

監 査 実 施 日	監 査 対 象 課 所
実 施 場 所	
令和 7 年 10 月 9 日（木）	（午前）総 務 部 職員課 危機管理課 （午後）協働推進部 文化・スポーツ振興課
第 4 会議室（監査委員事務局内）	
令和 7 年 10 月 16 日（木）	（午前）健康福祉部 健康増進センター 子ども未来部 子ども未来応援センター （午後）協働推進部 ふじみ野交流センター 〃                  ピアザふじみ
各施設内	
令和 7 年 10 月 22 日（水）	（午前）教 育 部 水谷公民館 〃                  水谷東公民館 （午後）          〃                  難波田城資料館
各施設内	
令和 7 年 10 月 27 日（月）	（午前）会 計 室 建 設 部 水道課 （午後）          〃                  下水道課
第 4 会議室（監査委員事務局内）	
令和 7 年 11 月 5 日（水）	（午前）教 育 部 西中学校 〃                  関沢小学校 （午後）          〃                  南畑小学校
各学校会議室等	
令和 7 年 11 月 7 日（金）	（午前）教 育 部 勝瀬中学校 〃                  勝瀬小学校 （午後）          〃                  水谷小学校
各学校会議室等	

令和 7 年 11 月 11 日 (火)	(午後) 政策財務部 財政課 教育部 学校教育課 市民部 収税課
第 4 会議室 (監査委員事務局内)	
令和 7 年 11 月 19 日 (水)	(午前) 建設部 道路治水課 都市整備部 都市計画課 (午後) 子ども未来部 子育て支援課 経済環境部 産業経済課
第 4 会議室 (監査委員事務局内)	

## 2 施設調査の日程及び対象施設

### ※施設調査の目的

定例監査を効果的に執行するため、定例監査の対象課所が所管する公の施設等を実地調査し、当該施設の現状を把握することを目的とする。

調査実施日	調査対象施設
令和 7 年 10 月 9 日 (木)	市民総合体育館 市民文化会館キラリふじみ
令和 7 年 10 月 16 日 (木)	(午前) 健康福祉部 健康増進センター 子ども未来部 子ども未来応援センター (午後) 協働推進部 ふじみ野交流センター " ピアザふじみ
令和 7 年 10 月 22 日 (水)	(午前) 教育部 水谷公民館 " 水谷東公民館 (午後) " 難波田城資料館

## 3 監査の着眼点及び主な実施内容

令和 5 年 10 月 1 日より電子決裁システムが導入されたことから、監査対象を電子決裁データと紙媒体資料（切手受払簿、備品台帳、電子化されていない契約関係文書等）として実施した。

監査対象課所の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかどうか、また、リスクアプローチの観点から、市が事務局を務める任意団体で市職員が職務として行っている当該団体の市補助金に係る現金出納事務について、各課所に提出を求めた監査資料を通査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて質問を行った。

また、監査対象課所が所管する施設を実査し、施設内の消耗品及び備品等の管理状況並びに施設の維持管理状況等を確認した。

小・中学校を対象とした監査では、郵便切手や交付された補助金の出納保管状況のほか、校内の消耗品及び備品等の管理状況並びに校舎等施設の維持管理状況を確認した。

【市が事務局を務める任意団体（※上記監査対象課所が所管するもの。）】

	任意団体の名称	所管課所
1	富士見市国際友好協会	文化・スポーツ振興課
2	富士見市舞台芸術鑑賞会実行委員会	文化・スポーツ振興課
3	子どもスポーツ大学ふじみ実行委員会	文化・スポーツ振興課
4	富士見市健康まつり実行委員会	健康増進センター

#### 4 監査の結果

監査の対象となった課所及び小・中学校における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市が事務局を務める任意団体で市職員が職務として行っている当該団体の市補助金に係る現金出納事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査終了後、所属長、学校長及び関係職員に対して講評を行った。

また、事務処理上注意すべき事項は、以下のとおり口頭で改善等を指導した。

##### (1) 収入関係事務について

ア 納付書兼領収書により納入通知をすべきところ、納入通知書兼領収書が用いられているものが見受けられた。

##### (2) 契約関係事務について

ア 富士見市契約規則で規定する契約書に記載すべき事項の不足として、富士見市契約規則第26条の規定により契約保証金を免除にした際にその旨の記載がないものが見受けられた。約定すべき事項を確認し、契約書を作成するよう要望する。

イ 随意契約の起案別紙の執行方法において、適用条項の誤りが見受けられた。

ウ 公印省略が可能とされている文書についても、慣例的に公印が押印しているものが見受けられた。

エ 收受した見積書に、日付（見積年月日）の記載のないものが多数見受けられた。

見積書の日付は、提出依頼日から提出期限までの間に、見積書が適正に作成され、提出したことを確認するための重要な証拠資料であるから、業者に対して日付（見積年月日）を明記して提出するよう指導すること。

オ 契約起案において、收受登録した見積書が関連文書に設定されていないものが多く見受けられた。

カ 随意契約における予定価格書の作成については、令和7年4月1日付の契約規則の改正に伴い「廃止」しているところ、起案別紙において、予定価格書を「省略」する旨記載されているものが多数見受けられた。また、予定価格書を作成している例も見受けられた。最新の契約規則に則って事務処理を進めてほしい。

キ 工事の起工起案をして決裁を受けたが、その後にはほぼ同じ内容の工事を起工起案したもので決裁を受けて工事を進めたため、最初の起案に訂正等がされずに未実施起案のままとなっているのが見受けられた。適切な処置をすること。

ク 業務委託契約書に「自動更新」される契約内容で記載されているものが見受けられ、実際は毎年契約をしていることが確認できた。単年度契約なのであれば「自動更新」についての記載部分を改めて書式を見直すか、新たに長期継続契約を検討してはどうか。

### (3) 備品の管理関係事務について

ア 備品台帳に記載されていない備品や備品シールが貼付されていない備品が見受けられた。備品を購入した時は、速やかに備品台帳に登載し、備品シールを貼付すること。

イ 備品台帳を部屋別に作成している課所内で備品を移管する際に備品番号を引き継いでいるのが見受けられた。備品番号が重複しないように新たに付番すること。

ウ 所有団体名の記載がない倉庫が見受けられた。市の所有ではない倉庫においても確認してどこの所有か表記すること。

### まとめ（意見）

定例監査の結果については、以上記述したとおりである。

令和5年10月から導入された電子決裁システムによる新たな課題（文書の適切な保管処理等）については、全職員へ認識が行き渡り、かつ、マニュアルも整備されていることから、適切な事務処理が行われていると考える。引き続き、全職員がマニュアルに則った事務処理を、怠ることのないよう指導されたい。

また、今年度は地方自治法施行令の改正により少額随意契約の基準額が引き上げられたことなどにより、契約規則や事務決裁規程等も改正された。例年「文書・契約・財務・会計事務」に関する職員研修が実施され、事務処理全般について組織内の統一を図っているものと認識しているが、今回の改正事項について、反映されていないものが散見された。このような改正が適切に実施されるためには、通知によるアナウンスは基より、職員研修を年度初めに行うなどの対応を取ることで、より深い周知を図ることも

できたと考える。

さらに、全庁的なルールを作成する管理部門の所管課がわかりやすいマニュアルの作成をすることは、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための内部統制につながるものと考え、よりブラッシュアップしたマニュアル作成を心掛けていただきたい。

その上で、各課所の所属長を始めとした職員を指導する立場の者は、法令を遵守することはもとより、研修時の資料や通知等を活用するなど、根拠に則った適正な事務処理が確保されるよう、小さな事務ミスもリスクと捉え、再発防止につながる点検、研修（OJT）の実施等、課所内における内部統制の整備と運用の充実・強化に努めていただきたい。

むすびに、今回の定例監査で指導した事項については、職員間でその内容を共有し、速やかに是正していただくことを要望する。

そして、なお一層財務会計事務の適正な執行の確保に努め、市民福祉の増進に向けてより効率的で効果的な諸施策の推進・展開が図られることを期待するものである。

以上、令和7年度定例監査結果報告とさせていただきます。